

広島県教育委員会告示第四号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第二十九条第二項の規定によつて、次の表に掲げる文化財を広島県無形民俗文化財に指定する。

平成二十七年四月二十七日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

種別	名称	伝承地	保存に当たる者
民俗技術	三次鶉飼の民俗技術	三次市十日市親水公園馬洗川	三次鶉飼伝統文化振興会